

○ 検査報告掲記事項是正処理状況の報告について

〔 昭和 44 年 8 月 2 日
蔵 理 第 3303 号 〕

改正 平成元年 4 月 1 日蔵理第 1668 号
同 5 年 12 月 28 日同 第 5037 号
令和元年 6 月 27 日財理第 2274 号
令和 2 年 12 月 23 日財理第 4154 号

大蔵省理財局長から財務局長宛

会計検査院の決算検査報告に掲記された不当事項（是正事項を含む。）で、管財関係債権として、調査確認した債権について、毎年 7 月 31 日現在における過去 1 年間の是正処理状況を別紙により作成の上、8 月 15 日までに提出されたい。

別紙の作成に当たっては、電子ファイルにより作成を行うことができるものとする。また、別紙の提出に当たっては、電子メール等の方法により行うことができるものとし、当該方法により提出を行うときは、電子ファイルをもって行うものとする。

なお、昭和 41 年 12 月 20 日付蔵国有第 2972 号「決算検査報告掲記事項で管財関係債権として調査確認した債権の処理状況について」通達は廃止する。

検査報告掲記事項是正処理状況調書

この調書（様式(1)～(3)）は、7月31日現在において、既往年度の検査報告に掲記された不当事項に関し、府省等又は団体で行っている是正処理（検査報告作成後の事情により、是正処理の着手前又は処理遂行中に債権等の額の全部又は一部について行った減額処理を含む。以下同じ。）について作成すること。

ただし、前回までの調書において次の各号に該当するものとして記載したものについては、作成を要しないものとするが、直近の検査報告掲記事項については、次の各号に該当するものがあっても作成すること。

- ① 是正処理が完結したもの
- ② 事案の性質上指摘金額の全額について是正の方途がないと認められるもの
- ③ 事案の性質上指摘金額の一部について是正の方途がないと認められるもので、当該金額を除く全額について是正処理を了したもの

